

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(1) 循環型社会構築実現に向けた廃棄物削減等の目標設定と実績

(1) 事業目的

ごみを循環資源として再認識し、これまでごみとして処分されていた有用な資源を、より質の高い循環的な利用をめざすため、廃棄物の削減について目標を定め、毎年度の実績を管理します。

(2) 取組状況

第3期しまね循環型社会推進計画（平成28年度～令和2年度）における実績は、表1のとおりです。なお、本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定により策定が義務づけられた「廃棄物処理計画」です。

① 一般廃棄物の動向

排出量は、目標値を5千t上回っており、さらに削減が必要です。

最終処分量は、平成23年度から最終処分量が大きく減少（松江市可燃ごみ溶融処理施設が稼働し、直接埋立及び焼却残渣が減少）、以降は20～23千tで横ばいに推移していますが、平成30年度は目標値を1千t上回っており、さらなる削減が必要です。

再生利用率は、平成23年度（松江市可燃ごみ溶融処理施設が稼働し、溶融スラグの利活用事業がスタート）を境に減少傾向が続き、平成30年度も目標値を下回っていることから、再生利用率の向上が必要です。

② 産業廃棄物の動向

産業廃棄物※1の排出量は、一般的には景気の動向などに大きく左右される傾向にあり、変動を繰り返しながら推移しています。島根県内での特徴として、排出量全体の約70%をがれき類、ばいじん、汚泥が占めています。排出量の増減は土木工事及び石炭火力発電所からの排出量に大きく影響される傾向にあり、平成30年度は、目標値を156千t下回っています。

最終処分量は、平成22年度をピークに、その後は、セメント資材などの需要増によるばいじんの再資源化が進んだこと等により減少傾向にあり、目標値を26千t下回っています。

再生利用率（農業を除く）は、概ね50～60%の間を推移していますが、平成30年度は62.9%で目標を達成しています。

表1 第3期しまね循環型社会推進計画の目標設定と実績

単位：千t、%

指 標		目 標 R2年度	実 績 H30年度
一般廃棄物	排出量	236	241
	最終処分量	20	21
	再生利用率	25	21.9
産業廃棄物	排出量	1,700	1,544
	最終処分量	250	224
	再生利用率（農業を除く）	57	62.9
	再生利用率（農業(家畜ふん尿)）	100	100
	再生利用率（農業（廃プラ））	85	51

(3) 参考情報

しまね循環型社会推進計画

進捗状況調査報告書に関する県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/junkankeikaku.html

島根県産業廃棄物実態調査

調査結果に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/>

※島根県内における産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を把握するとともに、将来予測を行うため、5年に1度実施する調査です。

※1. 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379